

姫路市短時間ワークマッチング事業に関する協定書（案）

姫路市（以下「甲」という。）と、●●●●（以下「乙」という。）とは、姫路市短時間ワークマッチング事業（以下「本事業」という。）の実施に際し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業の運営に関する甲乙の役割分担及び費用負担等について必要な事項を定め、本事業の適正かつ円滑な遂行を図るものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 柔軟な働き方 育児、介護、副業などの求職者のライフスタイルに合わせた働き方をいう。
- (2) 短時間ワークマッチングプラットフォーム 単発・短時間の雇用に際し求職者と求人者の間で発生する一連の手続（求人掲載、応募、選考、雇用契約締結、勤怠管理、相互評価、給与支払等）をオンライン上で完結する機能を備えた仕組み（以下「プラットフォーム」という。）をいう。
- (3) 市内等 播磨圏域連携中枢都市圏内の8市8町（姫路市、相生市、赤穂市、加古川市、加西市、宍粟市、高砂市、たつの市、市川町、稲美町、神河町、上郡町、佐用町、太子町、播磨町及び福崎町）の区域をいう。
- (4) 関係法令等 地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他本事業に関係する法令及び厚生労働省通知並びに本市の条例、規則等をいう。
- (5) 募集関係図書 甲が本事業の公募に際して公表した実施要領、要求水準書その他の書類の一切をいう。
- (6) 提案書類 乙が本事業の公募手続において甲に提出した企画提案書及びその添付書類の一切をいう。

（適用関係）

第3条 甲及び乙は、募集関係図書及び提案書類に記載された事項が本協定の一部を構成するものとし、甲及び乙を拘束することを確認する。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、甲が公式に推奨するプラットフォームを構築・運営し、市内等の求人が提供する単発・短時間の求人と、多様な働き方を希望する求職者とのマッチングを促進するものである。

2 マッチングの形態は、プラットフォームを通じて求人と求職者が直接雇用契約を結ぶものとする。

3 乙は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の規定による有料職業紹介事業の許可を受けた者として、適正に両者をマッチングさせなければならない。

4 本事業は、播磨圏域連携中枢都市圏関連事業として実施し、圏域全体の人材確保・地域経済活性化を目的とする。

（実施期間等）

第5条 本事業の実施期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 乙は、令和8年9月30日までにプラットフォームの開設準備を完了し、同年10月1日から運用を開始しなければならない。

第2章 本事業の実施

（甲の業務範囲）

第6条 甲の業務範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本事業全体の総括及び検証
- (2) 本事業の広報及び周知への協力
- (3) 播磨圏域各市町及び関係機関との調整

（乙の業務範囲）

第7条 乙の業務範囲は、次のとおりとする。

- (1) プラットフォームの構築、開設及び維持管理（PC、スマホ、アプリ対応等）
- (2) 普及促進活動（求職者・求人の登録促進、求人開拓、戦略的なSNS発信等）
- (3) 求人者等への支援（説明会開催、個別訪問等による説明、業務切り出し支援等）
- (4) 維持運営業務（事業計画策定、進捗管理、フォローアップ、機能改善等）
- (5) 法令遵守とリスク管理（労働法規対応、システムアップデート等）
- (6) 運営窓口（事務局）の設置及び運営にかかるすべての業務
- (7) 分析用データの甲への提供

（プラットフォームの機能要件）

第8条 乙が構築するプラットフォームは、次に掲げる要求水準書に定める機能を備えなければならない。

- (1) 常用雇用への移行を後押しする機能
- (2) 求人者が自社会員と新規応募者を一元管理できる自社専用マッチング環境

- (3) 反社会的勢力の排除及び「闇バイト」等の不法求人を防ぐ審査機能
- (4) 賃金未払い防止、休業手当・割増賃金等の適正計算機能
- (5) 年少者や外国籍者の就業制限に係る法令遵守機能
- (6) 甲が活動状況（採用件数、経済効果等）を分析できる管理画面

（事業計画書の提出）

第9条 乙は、甲と協議の上、本事業の運営業務に係る次に掲げる事項を記載した事業計画書を甲に提出するものとする。

- (1) プラットフォーム構築スケジュール
- (2) 普及促進活動（プロモーション・事業者開拓）の実施計画
- (3) 目標数値（登録者数、採用件数、常用雇用移行数等）
- (4) 運営事務局の体制及びサポート方法
- (5) 安全管理及びコンプライアンス遵守体制
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項

2 事業計画書の内容については、甲乙協議の上、変更することができる。

（費用負担及び事業の運営）

第10条 乙が第7条に定める業務を実施するため、甲は予算の範囲内で、本事業の運営に要する経費の一部として、乙に対して負担金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇,〇〇〇,〇〇〇円）を支払うものとする。

2 乙が本事業の運営に伴い求人者等から徴収する事業収入（システム利用料、紹介手数料その他の収入をいう。第17条第6項において同じ。）については、乙自らの責任において適切に管理・運用するものとし、本事業の安定的な運営に資する原資として、乙に帰属するものとする。

（負担金の支払）

第11条 乙は、当該年度の事業が完了し、第17条第3項の規定により事業完了報告書を甲に提出した後に、甲に対して前条の負担金の全額を請求するものとする。なお、本事業は安定的な運営を支援する負担金であるため、同条に定める額をもって確定的な交付とするものとする。

2 甲は、乙による適法な請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、乙に対して負担金を支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、必要と認める場合は、乙からの請求により負担金の一部を概算払により支払うことができる。

（関係法令等の遵守）

第12条 乙は、関係法令等に従って本事業を実施しなければならない。特に、厚生労働省通知「いわゆる『スポットワーク』を利用する労働者の労働条件の確保等について」を運

営の前提として遵守しなければならない。

第3章 事業者の責務・管理体制

(乙の責務)

第13条 乙は、甲の信用を失墜する行為を行ってはならない。

2 乙は、事業の実施に当たり、甲との連携事業であることを明記しなければならない。

3 乙は、本事業の目的外行為（自社主催セミナーへの勧誘等）や、不適切な接待・贈答を行ってはならない。

(事業許可の維持等)

第14条 乙は、本事業の実施に当たり、協定の有効期間中、常に有効な有料職業紹介事業の許可を保有しなければならない。

2 乙は、前項の許可の有効期間が協定期間中に満了する場合は、当該有効期間の到来までに当該許可の更新手続きを行い、更新後の許可証の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項の許可の取消し、停止又は更新不許可等により本事業の継続が困難となったときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(事業責任者の選任)

第15条 乙は、業務全体を統率する業務遂行責任者及び部門別責任者を選任し、協定締結後1週間以内に甲へ届け出なければならない。

(第三者による事業の実施の制限)

第16条 乙は、本事業の全部を第三者に実施させてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に実施させるときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

第4章 報告・知的財産権

(報告及び打合せ)

第17条 乙は、事業実施期間中1ヶ月に1回程度、対面又はオンラインにより甲に対し業務の進捗状況を報告し、打合せを行わなければならない。

2 乙は、事故等（疑いを含む。）が発生した場合は、甲へ直ちに連絡し報告しなければならない。

3 乙は、第24条に掲げる期間の終了後、速やかに事業完了報告書を作成し、甲に提出するものとする。

4 事業完了報告書には、登録事業者数、求職者数、採用件数、総労働時間、支給給与額、長期雇用移行数、課題分析、改善提案その他本協定に定める必要な事項を記載するものとする。

- 5 甲は、事業完了報告書の提出を受けたときは、内容を精査し、必要に応じて修正や資料の追加提出等を乙に求めることができ、乙は誠実に対応することとする。
- 6 乙は、本事業の完了報告に当たり、当該年度における事業収入の発生状況を整理し、甲に対して報告するものとする。

(著作権等)

- 第18条 本事業に係る作成物及び成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、甲に帰属する。ただし、画像やシステム等、乙が既に権利を保有するものについてはこの限りではない。
- 2 前項ただし書に規定する場合において、乙は甲が本事業の目的の範囲内で当該著作物を利用することについて、あらかじめ必要な同意を与えるものとする。
 - 3 乙は、第1項の著作物について、著作者人格権を行使しないものとする。

第5章 解除・損害賠償

(甲による解除等)

- 第19条 甲は、乙が本協定に違反したとき、又は業務の継続が不相当と認めるときは、本協定を解除し、又は業務の停止を命じることができる。

(損害賠償義務)

- 第20条 甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由により本協定書の内容に違反し相手方に損害を与えた場合、当該違反行為と相当因果関係にある損害を限度として、損害賠償責任を負うものとする。ただし、甲及び乙は、予見すべきであったか否かを問わず特別な事情から生じた損害及び逸失利益等については賠償責任を負わないものとする。
- 2 乙は、その責めに帰すべき事由により、本事業の実施に関して甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 求人者と求職者の間の個別雇用契約に起因する紛争については、乙は有料職業紹介事業者として誠意をもって解決を支援しなければならない。

第6章 雑則

(個人情報の保護)

- 第21条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び姫路市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第42号）に則り、本事業で知り得た個人情報を適切に管理しなければならない。

(守秘義務)

- 第22条 甲及び乙は、本事業に関し知り得た秘密情報を他に漏らし、又は自己の利益のため

めに使用してはならない。本協定が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 前項に定める守秘義務は、前項の秘密情報が次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 公知の事実又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
- (2) 第三者から適法に取得した事実
- (3) 法令、政府機関又は裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

(裁判管轄)

第23条 本協定に関する紛争は、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(有効期間)

第24条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。

(疑義等の決定)

第25条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 (受託事業者の所在地・名称・代表者)